

# 名家連ニュース

平成29年12月5日(金)  
 発行：特定非営利活動法人  
 名古屋市精神障害者家族会連合会  
 会長 堀田 明  
 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 502号

12月22日開催の第2回名古屋市障害者施策推進協議会資料

## ②障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の枠組(案)

### 差別の禁止

○「不当な差別的取り扱い」の禁止及び「合理的配慮の提供」の提供

区分	不当な差別的取り扱いの禁止	合理的配慮の提供
内容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対象	行政機関	義務
	民間事業者	義務
参考例	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談、読み上げ、郵送・メール受付

○不当な差別的取り扱いの禁止について、以下の9つの場면을例示列举

- ①福祉サービス、②医療、③教育、④労働及び雇用、⑤商品販売・サービス提供、⑥不動産取引、⑦建物、施設及び公共交通機関、⑧スポーツ・文化芸術活動等、⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明  
 市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

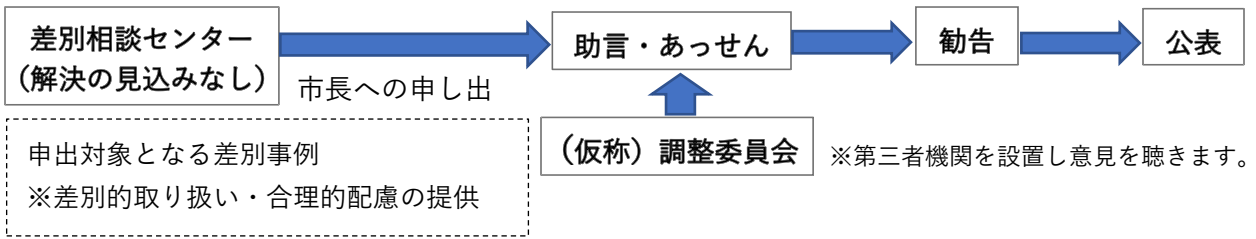
### 相談及び紛争解決の仕組み

○相談体制

- ・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置

○紛争解決の仕組み

- ・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応



### 障害者差別解消を推進する取り組み

- 普及・啓発
- 情報及び意思疎通
- 地域における取組

